平成２２年（フ）第６５４号
相模原市中央区横山２丁目10番３号
債務者　西山　政彦
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３１６号
愛知県豊川市千両町下西の谷２番地　県営千両住宅１棟301号
債務者　尾崎　広美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３１７号
愛知県豊橋市吉川町235番地Ｂ－３
債務者　河内信太郎
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３１９号
愛知県豊橋市東岩田３丁目16番地の11
債務者　加藤　奈美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３２６号
愛知県豊橋市天伯町字高田山３番地の31
債務者　安達美代子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３２７号
愛知県豊橋市花田一番町179番地303
債務者　伊藤きふみ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１８号
長野県佐久市望月500番地
債務者　鈴木　　悟
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１２８号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3763番地７
債務者　柳澤　文雄
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月４日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第５６５号
愛知県高浜市沢渡町４丁目６番地１　レユシールＢ棟102号
債務者　佐竹　幸信
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
大分県豊後大野市三重町宮野276番地
債務者　児玉　吉忠
1　決定年月日時　平成22年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第１６４６号
東京都八王子市大楽寺町580番地４
債務者　關根　樹雄
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６４７号
東京都八王子市大楽寺町580番地４
債務者　關根　和代
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６５１号
東京都羽村市小作台５丁目３番地６第２村野ハイツ101
債務者　齋藤　博志
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６５２号
東京都羽村市小作台５丁目３番地６第２村野ハイツ101
債務者　齋藤　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７２号
岩手県九戸郡洋野町大野第28地割33番地２
債務者　熊野　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月25日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部